

厚生労働省所管物品管理取扱規程の一部を改正する訓令案 新旧対照条文
○ 厚生労働省所管物品管理取扱規程（平成13年厚生労働省訓第30号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																
（定義） 第 2 条 （略） 2 部局長 次の表の左欄に掲げる者をいい、その取り扱う厚生労働省所管の物品の管理に関する事務（以下「所管事務」という。）の範囲は、それぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。 <table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>職業安定局長</td><td>労働保険特別会計雇用勘定に属する物品に係るもの及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定に属する物品に係るもの（他の部局長が取り扱う所管事務を除く。）</td></tr><tr><td>年金局長</td><td>年金特別会計に属する物品に係るもの（他の部局長が取り扱う所管事務を除く。）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 3 （略） （亡失等の報告及び通知） 第 3 5 条 （略） 2 ～ 8 （略）	（略）	（略）	職業安定局長	労働保険特別会計雇用勘定に属する物品に係るもの及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定に属する物品に係るもの（他の部局長が取り扱う所管事務を除く。）	年金局長	年金特別会計に属する物品に係るもの（他の部局長が取り扱う所管事務を除く。）	（略）	（略）	（定義） 第 2 条 （略） 2 部局長 次の表の左欄に掲げる者をいい、その取り扱う厚生労働省所管の物品の管理に関する事務（以下「所管事務」という。）の範囲は、それぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。 <table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>職業安定局長</td><td>労働保険特別会計雇用勘定に属する物品に係るもの（他の部局長が取り扱う所管事務を除く。）</td></tr><tr><td>年金局長</td><td>年金特別会計（子ども・子育て支援勘定を除く。）に属する物品に係るもの（他の部局長が取り扱う所管事務を除く。）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 3 （略） （亡失等の報告及び通知） 第 3 5 条 （略） 2 ～ 8 （略）	（略）	（略）	職業安定局長	労働保険特別会計雇用勘定に属する物品に係るもの（他の部局長が取り扱う所管事務を除く。）	年金局長	年金特別会計（子ども・子育て支援勘定を除く。）に属する物品に係るもの（他の部局長が取り扱う所管事務を除く。）	（略）	（略）
（略）	（略）																
職業安定局長	労働保険特別会計雇用勘定に属する物品に係るもの及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定に属する物品に係るもの（他の部局長が取り扱う所管事務を除く。）																
年金局長	年金特別会計に属する物品に係るもの（他の部局長が取り扱う所管事務を除く。）																
（略）	（略）																
（略）	（略）																
職業安定局長	労働保険特別会計雇用勘定に属する物品に係るもの（他の部局長が取り扱う所管事務を除く。）																
年金局長	年金特別会計（子ども・子育て支援勘定を除く。）に属する物品に係るもの（他の部局長が取り扱う所管事務を除く。）																
（略）	（略）																

9 第1項から第5項までの規定は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第27条第2号の規定により会計検査院に報告する場合について準用する。

（検査）

第41条 （略）

2 前項の検査が物品管理官に係るものである場合における令第44条第4項に規定する当該各省各庁所属の職員は、部局長とする。ただし、九州厚生局沖縄麻薬取締支所に係るものにあつては、同局沖縄麻薬取締支所長とする。

別表第2 （第5条関係）

物 品 分 類 表

会 計	分類Ⅰ	分類Ⅱ	説 明	細分類
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
年金特別会計	年金特別会計	（略）	年金特別会計の庁用に供する物品（他の分類に属するものを除く。）	（略）
<u>子ども・子育て支援特別会計</u> <u>育児休</u>	<u>子ども・子育て支援特別会計</u> <u>育児休</u>	<u>庁用品</u>	<u>子ども・子育て支援特別会計</u> <u>育児休業等給付勘定の庁用に供す</u>	<u>重要物品</u> <u>備品</u> <u>消耗品</u>

（新設）

（検査）

第41条 （略）

2 前項の検査が物品管理官に係るものである場合における令第44条第4項に規定する当該各省各庁所属の職員は、部局長とする。ただし、九州厚生局沖縄分室に係るものにあつては九州厚生局沖縄分室長、同局沖縄麻薬取締支所に係るものにあつては、同局沖縄麻薬取締支所長とする。

別表第2 〔第5条〕

物 品 分 類 表

会 計	分類Ⅰ	分類Ⅱ	説 明	細分類
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
年金特別会計 <u>（子ども・子育て支援勘定を除く。）</u>	年金特別会計 <u>（子ども・子育て支援勘定を除く。）</u>	（略）	年金特別会計 <u>（子ども・子育て支援勘定を除く。）</u> の庁用に供する物品（他の分類に属するものを除く。）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

業等給付 勘定	業等給付 勘定		る物品	
------------	------------	--	-----	--

(注1) ～ (注4) (略)

別表第3 (第12条関係)
物品管理官等官職指定表

会計	組織	物品 管理 官	物品 管理 官代理	分任物品 管理 官	分任物品 管理 官代理	所掌事務の範囲
一般会計	厚生労働 本省	大臣 官房 会計 課長	官房 長	(略)		
				医薬局 監視指 導・麻 薬対策 課長		国庫に帰属した あへん及び麻薬 (あへん法(昭 和29年法律第 71号)又は麻 薬及び向精神薬 取締法(昭和2 8年法律第14 号)に規定する あへん又は麻薬 をいう。)、 <u>覚 醒剤及び覚醒剤 原料(覚醒剤取 締法(昭和26 年法律第252 号)に規定する</u>

--	--	--	--	--

(注1) ～ (注4) (略)

別表第3 (第12条関係)
物品管理官等官職指定表

会計	組織	物品 管理 官	物品 管理 官代理	分任物品 管理 官	分任物品 管理 官代理	所掌事務の範囲
一般会計	厚生労働 本省	大臣 官房 会計 課長	官房 長	(略)		
				医薬局 監視指 導・麻 薬対策 課長		国庫に帰属した あへん及び麻薬 (あへん法(昭 和29年法律第 71号)又は麻 薬及び向精神薬 取締法(昭和2 8年法律第14 号)に規定する あへん又は麻薬 をいう。)、 <u>覚 せい剤及び覚せ い剤原料(覚せ い剤取締法(昭 和26年法律第 252号)に規</u>

(略)					
地方 厚生 局	局長	総務 課長 <u>(関 東信 越厚 生局 にお いて は、 会計 課 長)</u>			当該地方厚生局 に属する物品の 管理に関する事 務（麻薬取締部 に係るもの及び 中国四国厚生局 にあつては四国 厚生支局に係る ものを除く。）
			麻 薬 取 締部長		(略)
			<u>沖 縄 麻 薬 取 締 支 所 長</u>		<u>沖縄麻薬取締支 所に属する物品 の管理に関する 事務</u>
(略)					
(削 る)	(削 る)				(削る)

			務課長		
(略)					
地方 厚生 局	局長	総務 課長			当該地方厚生局に属する物品の管理に関する事務（麻薬取締部に係るもの及び中国四国厚生局にあつては四国厚生支局、 <u>九州厚生局にあつては沖縄分室及び沖縄事務所に係るものを除く。</u> ）
			麻 薬 取 締部長		(略)
			(新設)		(新設)
(略)					
<u>九州 厚生 局沖 縄分</u>	<u>分室 長</u>				<u>九州厚生局沖縄分室及び同局沖縄事務所に属する物品の管理に</u>

(略)					
地方 厚生 局	局長	総務 課長 (<u>関東信 越厚生 局にお いては、 会計課 長</u>)			当該地方厚生局 に属する物品の 管理に関する事 務（中国四国厚 生局にあっては 四国厚生支局に 係るものを除く。）
(略)					
(削 る)	(削 る)				(削る)
(略)					
(略)					
年金 特別	(略)				

			務課長		
(略)					
地方 厚生 局	局長	総務 課長			当該地方厚生局 に属する物品の 管理に関する事 務（中国四国厚 生局にあっては 四国厚生支局、 <u>九州厚生局にあ っては沖縄分室 及び沖縄事務所 に係るものを除く。）</u>
(略)					
<u>九州 厚生 局沖 縄分 室</u>	<u>分室 長</u>				<u>九州厚生局沖縄 分室及び同局沖 縄事務所に属す る物品の管理に 関する事務</u>
(略)					
(略)					
年金 特別	(略)				

会計	地方 厚生 局	局長	総務 課長 （ <u>関東信 越厚生局 において は、会計 課長</u> ）			（略）
	（略）					
<u>子ども・子育て支援特別会計育児児休業等給付勘定</u>	<u>厚生労働本省</u>	<u>雇用保険課長</u>	<u>職業安定局長</u>			<u>厚生労働本省に属する物品の管理に関する事務（分任物品管理官の所掌に属するものを除く。）</u>
				<u>労働市場センター業務室長</u>		<u>労働市場センター業務室に属する物品の管理に関する事務</u>
	<u>都道府県労働局</u>	<u>総務課長（東京労</u>	<u>総務部長</u>			<u>当該都道府県労働局に属する物品の管理に関する事務（分任物</u>

会計 （ <u>子ども・子育て支援勘定を除く。</u> ）	地方 厚生 局	局長	総務 課長			（略）
	（略）					
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）			（新設）
				（新設）		（新設）
	（新設）	（新設）	（新設）			（新設）

			<u>業安 定所出 張所（厚 生労働 大臣が 指定す るもの に限 る。）</u>	<u>定所出張所に属 する物品の管理 に関する事務</u>								
--	--	--	---	---------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--